

令和3年度 決算審査特別委員会（令和2年度決算）の記録

決算審査特別委員会

本庁審査第1班（総務部、出納局、議会事務局、商 商工労働部、企画調整部）



委員長名	長尾 トモ子
委員会開催日	令和3年10月19日（火）、20日（水）
所属委員	[委員] 宮本しづえ 椎根健雄 伊藤達也 山口信雄 渡邊哲也 渡辺康平

- ・ 知事提出継続審査議案第37号：認 定
「決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第38号：認 定
「令和2年度福島県流域下水道事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第39号：認 定
「令和2年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第40号：可 決
「令和2年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・ 知事提出継続審査議案第41号：認 定
「令和2年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・ 知事提出継続審査議案第42号：認 定
「令和2年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月19日（火） 総務部）

宮本しづえ委員

昨年度予算は補正が13回行われ、歳入、歳出ともに前年度を上回る規模になった。特に新型コロナウイルス感染症対策が非常に大きな事業になったと思うが、事業費の総額は幾らか。福島県一般会計歳入歳出決算審査意見書には、コロナ対策費として1,490億円と記載されていたと思うが、間違いないか。

この1,490億円の財源は様々であり、国からの直接補助あるいは負担金で交付されるもの、地方創生臨時交付金を充当してもよいもの、県単独で行ったものと、3つの財源で構成されていると思う。

県民は大変な苦しみの中にあっただが、県単独で行ったコロナ対策の事業内容及び事業費を聞く。

財政課長

コロナ対策事業費は、県の一般会計ベースで1,419億円である。主に国庫支出金を中心に対応し、国から最大限財源を確保してきた。主に、感染症対応病院の病床確保等の事業に充当しているが、そのうち最多を占めるのは包括支援交付金であり、事業費全体1,419億円のうち決算額として438億円を計上し、事業を執行した。

地方創生臨時交付金については、事業者への協力金を支出するものなど種類が分かれている。そのうち、県の単独事業に充当可能な地方単独分については、予算にして約219億円分の事業計画を国に提出し、その額に対して現年度分と翌年

度分に繰り越した合計約215億円を決算額として報告している。つまり、国に申請した事業費のほとんどを使っている。

宮本しづえ委員

今の財政課長答弁からすると、コロナ対策事業にはほぼ国の包括支援交付金と地方創生臨時交付金を充当しており、一般財源で行った事業はないとの理解でよいか。

財政課長

補足する。1,419億円のうち一番大きな割合を占めるものは中小事業者等への資金手当であり、これは銀行に金を預けるが返済で戻ってくる分もありバランスが取れている。交付金等も充てた上で、最終的には1,419億円のうち約30億円を一般財源から充当している。

例えば、多額なものでいうとPCR検査のうち行政検査分は、包括支援交付金の対象でない部分もあり、国庫支出金の裏負担で県が2分の1を捻出している。

地方創生臨時交付金は215億円執行したが、不用残をなくすため、国からは一般財源を充当して事業を行うことにより国庫を全て使い切り、全体の事業をスムーズにするようにとの指導もある。

そのように一般財源を少し投入して決算した結果が1,419億円である。県が全く支出していないことはないが、当課としては、一般財源の負担を極小にする一方で国の交付金を最大限活用し、コロナ対策に万全を期するよう財源を確保しながら、各部局で行わなければならない事業を県全体で横断的に対応したと認識している。

宮本しづえ委員

一般財源で30億円を充当したとのことだが、最終的な財政収支で約80億円の黒字になっていた。コロナ禍で大変困難な中にある県民を、県単独でもしっかり支える、独自事業を行ってでも支える姿勢が必要だったのではないか。全てが国の交付金だけではいかなものかと思っていた。

その意味では30億円は独自事業を行ったとのことだが、国の財源補填がないPCR検査については、本来全て国が行うべきであり、ここはしっかり国に求めるよう願う。

昨日も質問したが、職員の体制が相当厳しい中で新型コロナウイルス感染症に対応せざるを得なかった実態があり、保健所やコロナ対策本部の体制が本当に適正だったのか問われると思う。昨年度は新型コロナウイルス感染症が発生して初年度のため対応が難しかったと思うが、180時間以上の残業が発生してしまう実態は、結果的に保健所体制がこのような問題が起きたときに対応できないことを証明したと思う。今の保健所やコロナ対策本部の職員体制がどうだったのか、しっかり総括をすべきであるし、今後はどのように対応するのか。

行政経営課長

コロナ対応の職員体制だが、コロナ対策本部は、承知のとおり大規模災害のように県全体での対応が必要な状況である。感染状況、感染の波に対応するための業務量に応じた迅速かつ柔軟な、時点時点の体制構築が求められることから、対策本部を設置して各部局から職員を招集し、全庁的な対応を取ってきた。

一方、ワクチン接種や病床確保については医療機関と非常に深く関係する業務であるため、保健福祉部の地域医療課が中核となって対応しており、必要性を踏まえながら、今年度も地域医療課の管理職、係員を増強するなど体制構築を図ってきた。今後も同部と連携しながら、必要かつ適正な体制の構築を図っていく。

また保健所については、委員指摘のとおり超過勤務時間が増加している。業務の再配分や保健所間での応援体制を取っているが、体制強化に向けて、専門職種の確保、前倒しでの採用等様々な手立てを講じながら、保健福祉部と連携して必要かつ適正な執行体制構築を進めていく。

宮本しづえ委員

特に保健所と衛生研究所の体制が弱体化している中で、新型コロナウイルス感染症が蔓延した。改めて、体制強化が求められる分野だと認識する必要がある。

1990年代以降、保健所の統廃合が全国的に行われたが、30年前には県管轄の保健所は18か所あった。現在は9か所だが、

3か所は中核市の保健所で、県の保健所は6か所しかない。県の保健所が3分の1になった状況で、今回のコロナ対応が求められた。

今後新たな疾病がいつ発生するか分からず、新型コロナウイルス感染症も長期にわたるかもしれない状況である。やりくりや応援で何とかできる範疇ではないとの認識を持ち、体制強化を図るべき分野として行政経営課でも検討すべきである。既に今年度も新型コロナウイルス感染が続いており、第5波は昨年度よりもっとひどかった。この2年間の経験を踏まえ、現体制ではとても間に合わないとの認識で保健所等の在り方を検討するよう願う。

長尾トモ子委員長

今の件に関しては決算に直接関係がないため、委員会の趣旨を理解した上で発言願う。

宮本しづえ委員

これは決算を踏まえた質疑である。

県税収入の関係で聞く。令和2年度は徴収猶予がかなり多額に上っている。コロナ対応のため必要な措置だと考えるが、徴収猶予は2年間限りである。徴収を猶予した中で、既に2年経過した件数は何件か。

税務課長

現在の未納件数は全て徴収猶予分に含まれている。約40億円の県税の収入未済額のうち、徴収猶予分は約8億円だが、件数では把握していない。全体で160億円以上を徴収猶予しているため、その大部分は徴収猶予が終わったと思う。

宮本しづえ委員

今の答弁で、終わったとはどのような意味か。

税務課長

徴収猶予が終わり、既に納付されているとの意味である。約160億円を徴収猶予し、今の残額が約8億円であれば、大部分は徴収済みということになる。

宮本しづえ委員

徴収猶予の制度では、基本的には2年までしか認められていない。コロナ禍は続いており、今後どうするかの問題が起きてくる。今度は徴収猶予の適用ではなく滞納手続に入ってしまう、延滞金も発生する。

これは、そもそも国税や地方税に減免の制度がないことが問題だと思う。ここに新たな制度が必要ではないのか。税務課長どうか。

税務課長

先ほどの答弁を訂正する。160億円は桁の読み違いで16億円であり、半分程度はまだ徴収猶予分として残っている。

新しい減免等の制度だが、もともと地方税法には、資力のない者等については徴収猶予ではなく、最終的に処分停止、不納欠損に至る仕組みがあるため、現行制度を適切に適用していきたい。

宮本しづえ委員

その不納欠損処分ではなく、徴税の在り方として減免自体を制度として認めることが必要ではないか。検討願う。

次に、今回民間企業の職員を受け入れたとのことだが、企業名及び人数を聞く。

行政経営課長

令和2年度には8名を受け入れている。具体的には、野生動物保護管理事務所から派遣され、鳥獣被害対策の業務に専門的に携わる者、県中小企業診断協会から派遣され、被災地域の営農再開支援を行う者、県文化振興財団から派遣され、復興調査として被災地での埋蔵文化財の調査に関わる者等である。

宮本しづえ委員

専門家の知恵も力も借りてとのことだが、鳥獣被害対策はこれからも続いていく。担当職員をしっかりと育成しながら対策を取っていくことも必要と思うため、ぜひ検討願う。

入札制度の見直しに関して、地域の守り手育成型方式を導入したとの説明があった。入札の参加条件を緩和するとのこ

とだが、内容を聞く。

入札監理課長

地域の守り手育成型方式は、指名競争入札での導入であり、部長説明のとおり、地域の安全・安心を担っている地元建設業者の受注機会を確保するもので、健全経営を図ることを目的としている。

平成18年の県発注工事談合事件以降、基本的には条件付一般競争入札を全面的に導入した。金額だけではなく、地元への貢献度、企業や技術者の技術力等を評価しながら、金額と掛け合わせて入札する総合評価方式も導入し、十数年実施してきたが、同じような企業だけが受注しているとの弊害が一部で発生している。

そこで、災害復旧の応援等、地元の中小企業、零細企業が一生懸命に取り組んでいる部分について、指名競争である程度業者を絞りながら受注機会が確保されるよう、地域の守り手育成型方式を導入した。ただし、全面的に導入するわけにはいかないため、まずは3,000万円未満の小規模工事の主要5工種について導入を図ったところである。

導入に当たっては、県の独断ではできないため、学識経験者等で構成する県入札制度等監視委員会で審議した。

宮本しづえ委員

入札は行うが、地元業者を参加しやすくする点は重要と思う。

もう1つ、地方自治法では、入札によらなくとも事業を発注できる金額が認められているが、この規定をもっと活用して随意契約で地元業者が県の事業に参加できる方法を検討すべきではないか。特に零細業者はコロナ禍の中でさらに大変になっており、入札参加資格までではないが、県の物品購入や修繕工事等に参加したいと思っている業者はいると思う。

私が福島市議会議員だったとき、市町村は50万円までならば随意契約で修繕ができるため、この制度を使い地元業者が参加できる事業をつくった。県内でも複数の自治体が行っていると思うが、県ではもう少し多額の事業費になるため、業者にとってはありがたい仕組みになると思う。

このように地元業者を支える観点が大事と思うが、地元の零細業者も公共事業に参加できるような仕組みを検討したことはあるか。

長尾トモ子委員長

決算に関する審査を行う場のため、決算に直接関係していることに関してのみ答弁願う。

入札監理課長

地方自治法上、250万円以下の小規模工事は随意契約でできることになっているが、その額以上では競争入札が原則である。

地元企業の入札機会の確保について、今までの入札制度改革は地元企業がどうすれば受注できるかとの視点を中心に行っており、引き続き県入札制度等監視委員会の審議を踏まえながら、中小企業、零細企業が受注機会を確保できるよう制度改正を行っていく。

宮本しづえ委員

その金額以下の場合には随意契約で対応可能とのことだが、事業に参加できるのは、入札参加資格のある業者に限定しているのか。入札参加資格がなくても随意契約であれば参加できる仕組みをつくったらどうかとの提案だが、この点はどうか。

入札監理課長

本県の入札の仕組みは、事前に企業の信用性等を踏まえた名簿を作成し、名簿登載の企業が基本的には入札できることとしている。これは本県のみならず全国で、市町村でも行っている。

委員の提案に関しては、建設業界や個別事業者から年に一度話を聞く機会があるため、その要望等を踏まえながら、必要があれば対応していきたい。

椎根健雄委員

令和2年度は、令和元年東日本台風の災害復旧や宮本委員から指摘のあったコロナ対策、さらに2年3月の福島県沖地

震への緊急対応等もあり、総務部においては13回の予算補正と、本当に大変だったと思う。

コロナ対策関係では11回補正したと思う。県全体では1,400億円超の規模の補正とのことだが、総務部におけるコロナ関係の予算は幾らか。

財政課長

手元に部ごとに分けた資料がないため、後ほど報告したい。

長尾トモ子委員長

資料については、いつまでに提出可能か。

財政課長

資料としては取りまとめているため、今日中に報告する。

長尾トモ子委員長

今日中の提出でよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

椎根健雄委員

金額の割合としては商工労働部や保健福祉部が大きく占め、基金を取り崩すなど様々に財源の確保を行ってきたと思うが、令和2年度の対応を聞く。

財政課長

先ほどの総務部関係の決算額について、資料があったため説明する。総務部関係のコロナ対応予算は約8億7,000万円である。内容は私立学校における感染対策等で、ほかに予備費を大きく増額している。

財源としては、国庫支出金が7,500万円で、私立学校の感染防止対策のために、文部科学省から補助金が交付されている。また地方単独分も、地方創生臨時交付金を約2億5,000万円充当している。

全体としては、先ほど説明したように、国の交付金を中心に対応しつつ、地方創生臨時交付金など地方単独でも使える財源を組み合わせ、私立学校に対し、公立の高校や中学校等と同等の対策が行えるよう対応している。

また宮本委員からも指摘があったが、コロナ対応については全体で1,490億円の予算を計上し決算額が1,419億円と、いずれにしても1,000億円を超える大きな予算を計上し決算した。

椎根健雄委員

新型コロナウイルス感染症は続くため、引き続き対応をよろしく願う。

予算執行説明資料35ページ、東京事務所の翌年度繰越額が結構大きいのが、どのような理由か。新型コロナウイルス感染症等の影響か。

総務課長

東京事務所の繰越しの原因は、職員公舎である。職員公舎の雨漏り等を修繕しようとしたが、入札不調等のため繰り越した。

伊藤達也委員

予算執行説明資料30ページ、戦略的情報発信事業費5億1,799万3,000円だが、風評と戦う本県においてはこうした事業は本当に大事であり、どんどん進めてほしい。

一方で、その効果の見える化も非常に大事だと思っている。約5億円も予算を計上しているが、それに合った効果や効果的な広報媒体等について分析することは非常に必要と思う。確認だが、事業実績のイ情報発信分析事業で事業の効果を検証しているのか。

広報課長

情報発信分析事業において事業をサンプリングし、年2回検証等を実施している。その中で本県に対するイメージや関心度等、その他細かい項目もあるが経年で追っており、その推移を見ながら、翌年度の風評・風化対策強化戦略の策定等

に生かしている。

伊藤達也委員

A L P S 処理水の放出を控え、風評被害を起こさないためにこうしたデータはととても必要と思っている。10人中10人全員が県産品に対する認識や、トリチウム水の科学的根拠について理解することははないと思う。

以前に特別委員会で質問した際に他部署で、イベントの際に県産品について検査していることを知っているか等のアンケートを取っていたとの話を聞いたことがある。5～6割の者でもよいため、県産農林水産物への考えや安全性に対する意識も含めて知ってもらうために、各部局で連携しながらしっかり対応を行うよう要望する。

渡邊哲也委員

私立学校の振興について聞く。県立高校改革で統廃合や定数見直しを進めているが、私立学校についても生徒数等によって補助金の額が決まっていると思う。県の私立学校の定数適正化の見解を聞く。

私学・法人課長

私立学校の定数については、学校教育法施行規則に学則定員との概念がある。学則で定める上限であり、超えてはならない。

一方、公立学校との比較では募集定員の概念がある。募集定員は法定ではないが、昭和50年代の第二次ベビーブームで子供がたくさん増えた際に、公立と私立が協力して生徒を受け入れるため各都道府県が公私立高等学校協議会を設立した。本県の場合、公立と私立の高校の募集定員割合がおおむね80対20となるよう毎年協議をしている。

学則定員については法令で定まっておき、超過している学校はしっかり当課で指導している。募集定員は学則定員内で定めているが、特に募集定員を超えても指導権限を有していないため、県としてはできるだけ80対20を遵守するよう伝えている。

宮本しづえ委員

関連して聞く。私学助成の在り方の問題で、私立学校振興助成法に基づいて運営費の2分の1が助成されているかと思えばそうでない場合があり、助成がまだ十分でないためもっと増やすべきと思う。

公立高校が不合格だった場合の担保として私立高校を受験し、合格すれば入学金を払う。その後公立高校の試験に合格すれば公立高校に進むため、入学金は払うが実際に私立高校に入学しない割合は高い。しかし、私立学校にとって入学金は大事な収入源になっている現状がある。

宮城県は、入学しない場合は入学金を徴収しないと聞いている。同じ私立学校でも、助成の金額か何かによって違うと思うが、入学金は保護者の負担が大きいことから、この無駄な支出をしなくてもよい仕組みを本県としても考える必要がある。私学助成の中で、保護者負担の軽減策をもっと充実させる必要があると思うが、どうか。

長尾トモ子委員長

決算に関する審査のため、委員会の趣旨を理解し、一般的事項は所属する常任委員会で質問願う。

山口信雄委員

調査資料12ページ、土地貸付料の収入未済額約250万円の土地はどこか。また、40ページの処理状況調で、職員を町村に派遣して滞納整理を促すとともに、県が直接徴収する取組を実施したとあるが、詳しい内容を聞く。

財産管理課長

土地貸付料の収入未済額約250万円は、いわき市小名浜にある土地で、個人の宅地として貸し付けたものである。この土地は平成22年度に県に戻され、建物は解体済みである。借り主には資産がないことから、現在は不納欠損に向けて手続中である。

税務課長

市町村の支援についてだが、当課の職員を要望のある市町村に派遣し、その職員が直接徴収に当たることがないが滞納整理の方法等を指導するという滞納整理スキルアップ支援事業を実施している。令和3年度は桑折町、浅川町、矢祭町及

び埴町の4町で、2年度は石川町、平田村及び富岡町で実施した。

直接徴収については、滞納のうち半分以上が個人住民税であり、本来は市町村に徴収権があるが、一部の徴収困難な案件を県が引き継ぎ徴収している。直接徴収は地方税法第48条の規定にのっとり対応している。

山口信雄委員

直接徴収について、県が徴収する基準はあるか。

税務課長

特に基準はない。市町村の担当と協議を重ね、主に滞納整理がスムーズにいかない困難案件を引き受けている。

山口信雄委員

直接徴収の実績を聞く。

税務課長

令和3年度の直接徴収の実施状況は、金額が3億4,175万9,000円、件数が7,900件、人数は延べ1,379人で、この程度の数を毎年引き受けている。

山口信雄委員

思ったより金額も件数も多いため、根本的に方法を考えなければならないと思う。要望である。

(10月19日(火) 出納局)

宮本しづえ委員

出納局長の説明で、物品調達及び工事入札の執行を行ったとのことだが、コロナ禍の中で障害者団体が非常に大変な状態にある。県の物品購入について、障害者優先調達推進法に基づき積極的に障害者団体から物品の調達を行う必要があると考えるが、予算と決算ではどうなっているか。

入札用度課長

各部局からの物品購入要求に基づいて出納局が入札を行うため、予算や決算については把握していない。

宮本しづえ委員

県の公金管理について、有利な運用を行ったとの説明だが、その内容について聞く。

また指定金融機関について、県の指定金融機関になっている銀行が地方の支店を次々と閉鎖している。県民の利便性を考えると相当重大な問題だと思うが、支店の閉鎖について県にどのような報告があるのか、県全体でどのような現況にあるのか。

出納総務課長

公金管理の有利な運用だが、低金利の政策が出されており、運用利益を稼げない状況になっている。このような状況の中で、出納局では、各部局から定期的に報告される収支計画に基づいて資金管理計画を作成し、債権、現金の残高を的確に見込むようにしている。

また運用期間について、令和元年度から譲渡性預金の最低期間の7日間を基本として預け入れており、短い期間で預け入れることにより各部局の収支見込みの変更をより反映させ得る形で運用を行い、少しでも運用益を上げるように努力している。

指定金融機関については、令和2年度は収納代理機関も含めて648店舗あったが、実際に店舗の統廃合について、事前の相談等はない。

令和元年東日本台風の被害に加えてコロナ禍により社会経済活動が非常に停滞し、その景気下押し圧力が強まっている中で、県内の金融機関は経営が厳しい状況にあると思う。加えてマイナス金利政策もあり、その中で少しでも経営改善を図るために店舗戦略を行ったり、大口取引先の業績悪化を踏まえた予防措置としての貸倒引当金の増額をしている。店舗再編によって固定資産の減損をする状況にあり、そのような中で行われる統廃合について、事前に相談等はない。

宮本しづえ委員

指定金融機関であるため、県民の利便性をどのように図るかは非常に重要な視点と思う。支店数がかなり減ってしまったが、それについて県に報告がないのはいかがなものかと思うため、県として県民の利便性をしっかり確保するとの観点で対応すべきと思う。そこは金融機関にしっかり伝えてもらいたい。

出納総務課長

報告ではなく事前の相談がないとのことであり、報告については規則で取扱いを定めている。

(10月19日(火) 商工労働部)

宮本しづえ委員

商工労働部は事業が多いため、本当に大変だったと思う。原発事故からの復旧・復興に加えコロナ対策もある中で、特に事業者に対する支援について頑張ってもらった。

まず、事業者の原発事故からの復旧・復興関連についてだが、避難地域に戻り、あるいは別地域において年度内に事業再開した事業者数を聞く。また、それにより令和2年度末における避難地域の事業者の再開率はどの程度になったのか。

経営金融課長

事業再開についてだが、令和2年度内に避難地域12市町村において事業再開補助金を活用した事業者数は114件となっている。また、事業再開とは直接リンクしないが、12市町村内の商工会の事業再開については、直近の今年8月20日現在で8割を超えている状況である。

宮本しづえ委員

なかなか再開が進まないのが現状であり、再開促進のためにどのような支援が必要かとの観点から、現在、官民合同チームが事業者を訪問しながら支援を行っていると思う。当初は約8,000事業者を対象とする計画でスタートしたと認識しているが、令和2年度末までにどの程度の事業者に接触でき、具体的な支援につながったのか。

経営金融課長

官民合同チームがスタートした際は、確かに8,000事業者とアナウンスがあったと思う。直近の統計はないが、連絡がつく限りできるだけ訪問しており、例えば、先ほど紹介した事業再開補助、あるいは創業補助についても申請までの支援を行っている。

また、商工労働部所管ではないものの、営農再開など幅広い産業の事業再開等の支援に携わっていると聞いている。

宮本しづえ委員

個別具体的な支援ができる非常に大事な活動であるため、丁寧に支援しながら事業再開につなげてもらいたい。

官民合同チームだけでなく、地域の商工会も重要な役割を担っていると思うが、原発事故の避難により、商工会の機能自体が発揮しにくい状況になっていると思う。人的支援や補助金の増額など、商工会への補助をさらに拡充する必要があると思うが、どうか。

経営金融課長

商工会員の人件費等については、県の小規模事業者支援等の補助金によって補助している。

商工会の経営指導員等の定数は管内の小規模事業者数により決定され、センサス等の統計による小規模事業者数の減少に伴い定数も減少しているが、12市町村の商工会については、平成18年の統計の基準でもって定数を減らさない運用を行っているため、少なくとも他県と比較して非常に手厚い人員配置となっている。

宮本しづえ委員

引き続き体制を維持し支援しているとのことであるため、しっかり支援を強化してほしい。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染症で大変な状態となり、事業者にとっては協力金や一時金が非常に大きな支援

につながった。コロナ対策費は県全体で1,419億円の決算と報告されているが、その中で事業者支援にどの程度使用されたのか。

経営金融課長

資金繰り支援として、無利子貸付けを約3,600億円実施している。有利子のコロナ資金も数百億円貸し付けており、貸付けの総額は約4,000億円に達している。

商工総務課長

新型コロナウイルス感染症による事業者支援の捉え方はなかなか難しい部分もあるが、商工労働部に関連する、例えば協力金や事業者支援、インバウンド対策等を含めると、約870億円を予算化している。

宮本しづえ委員

先ほどの総務部審査において、コロナ対策の決算額は1,419億円と報告があった。その中には当然医療対策や検査に係る費用も含まれているが、その1,419億円のうち商工労働部の事業者支援分は幾らになるのか。

商工総務課長

コロナ対策は非常に広範囲であるため、総務部の報告と合致するかは分からないが、商工労働部で対応している分の決算額については、先ほどの約870億円に対して約845億円である。

宮本しづえ委員

その金額は商工労働部の分だと思うが、その中に、国の交付金等によらない県独自の事業はどの程度含まれているか。

商工総務課長

基本的に商工労働部は国と連動している施策が多いため、ほとんどないと思う。

伊藤達也委員

予算執行説明資料274ページ、海外プロモーション事業についてフェイスブックの投稿数が725件とあり、先ほど台湾、タイ、ベトナム、中国、欧米豪などで行っているとの説明があったが、投稿は各国の言語で行っているのか。また、どの国の反応が大きかったか。

観光交流課長

フェイスブックの投稿は、昨年度は台湾、タイ、ベトナムにレップと呼ばれる現地窓口を委託により設置しており、そこを中心に投稿している本県からの情報や現地の情報の合計数になる。そのため、各国の言語で投稿しており、また、日本に向けて発信する場合は日本語で情報発信している。

宮本しづえ委員

調査資料19ページ、委託料の不用額1億4,700万円は、2つの事業の合計額との説明があったが、その内容と理由を聞く。

次世代産業課長

福島ロボットテストフィールドの関係では、委託料の残額が7,400万円となっており、内訳は指定管理料が3,200万円、県直営分が4,200万円である。県直営分の理由については、コロナ禍により計画していたイベントができなくなったことによるものである。

医療関連産業集積推進室長

もう1点はふくしま医療機器開発支援センターの指定管理料である。令和2年度については、センターの指定管理料と事業収入で行ってきたが、節減等に努めた結果、支出が予算よりも少なかったことから、その差額が不用額となった。

宮本しづえ委員

福島ロボットテストフィールドは事業ができなかったとのことだが、ふくしま医療機器開発支援センターは、経費を落として不用額が減少した、あるいは収入が増加して不用額が減少したわけではないということか。

医療関連産業集積推進室長

事業収入は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり目標額には満たなかったが、支出については、試験が中止や延期になったことでの経費の減少、さらに内部努力としての経費削減によって、このような決算額となった。

(10月20日(水) 企画調整部)

宮本しづえ委員

避難地域復興の関係で、昨年度避難12市町村の将来像の見直しが行われ、今年3月に新たな提言がなされているとの報告だが、提言見直しの主な内容を聞く。

避難地域復興課長

将来像提言については、平成27年に復興大臣の諮問機関である有識者検討会で検討されたものである。翌28年から5年間にわたり個別具体的な復興の取組が進められ、現在は復興第2期とのこともあり、5年間の進捗状況を確認した上で、今後の復興に向けた進め方を有識者から提言してもらった。

内容については、震災から30、40年後の避難地域の復興の姿を提言するものである。この地域が安定して充実した生活環境や産業、なりわいの再生を果たすために必要な施策等、また2番目として、福島イノベーション・コースト構想の推進等による地域産業の創出、集積、人材育成、復興にまつわる知見の体系化の活用等について提言している。

宮本しづえ委員

避難者が見込みよりも戻らないため、見直しせざるを得ないと思う。昨年度末の避難地域全体の居住率は何%か。

避難地域復興課長

居住人口については各市町村が公表しているため、当課で全てを把握しているわけではないが、全体として震災当時と比べ、居住率は5割程度である。

宮本しづえ委員

今まで居住率は3割程度と聞いていたが、今の5割とはどのような数値か。

避難地域復興課長

避難指示が解除された区域では、委員指摘のとおり約3割である。

宮本しづえ委員

なかなか避難者が戻らない。国はインフラ整備が進んでいると評価しているようで、岸田首相も今回の総選挙で来県した際の第一声は、インフラ整備は進んでいるとのことであった。しかし、住民は思ったようには戻っていない。この原因をどのように分析し、支援に生かしていくかが重要と思う。

この間、避難地域も含めた復興関連の事業費が相当使われている。10年間の原発関連の対応を見ると、震災、復興関連全体で約8兆円が使われており、一般会計全体の構成比で52%と報告されている。そのうち昨年度は3,896億円で構成比27.7%であり、全体から見れば、最後の10年で構成比が27%台まで下がったことになるが、この到達で居住率が3割台との状況をどのように分析し、どのような支援策が必要と総括しているか、避難地域復興局長に聞く。

避難地域復興局長

避難地域の現状と将来像提言を踏まえた質疑と思うが、避難地域の問題は複雑多様である。避難指示が震災後早期に解除された地域もあり、いまだに帰還困難区域を抱えこれから解除を進めなければならない地域もある。

また避難者の立場で考えれば、10年の経過の中で避難先で子供が学校教育を受けてその環境に慣れてしまったり、医療機関に通院しているなどの様々な事情があり、戻れない避難者もいる。

避難指示が解除された地域は、インフラ整備を進め、様々なソフト面も充実させながら生活環境の整備を続けている。現状をしっかりと見て避難者に対して生活環境の整備を行っていることを周知しながら、避難先の状況も見つつ避難元に帰還してもらおう。そうした取組を行っていくことが重要である。

また、避難指示が解除されていない帰還困難区域については、8月末に出ている政府方針を地元としてしっかりと受け止めながら、まだ解決されていない問題もあるため、地元から声を出していきたい。避難指示が解除された地域、これから解除される地域、さらに避難者一人一人の事情に合わせて、この避難地域の復興を総合的に進めなければならない。市町村や避難者の個別事情に応じながら、しっかりと取組を進めていく。

そのような中、人手不足で復興を担うことが帰還者だけでは大変とのことで、今年度は移住、定住の施策を行っており、それらを総合的に進めながら支援していきたい。よろしく願う。

宮本しづえ委員

丁寧に対応していきたいとのことで、実際に県で予算を組み一生懸命支援策を行っているが、それが本当に避難地域の避難者、住民の要求に合ったものか検証が必要だと思う。それは十分に行われているのか。

そのため農業の再開等も思うように進んでいない。再開の目標を立てたが、5年先送りになっている。しかし予算上は、農業の再建支援にも非常に大きな金額が計上されている。

どこに視点を置いて予算執行を行うのか、十分な検討と検証がされておらず、結果として復興や事業の再建につながっていないと思う。十分な執行上の検証を行うためには、住民の声を丁寧に聞いていくしかない。農業者もそうだが、そのような取組をしっかりと行ってほしい。

商工業についても、県がどこに重きを置いて取り組んできたかといえば、福島イノベーション・コースト構想である。地域の商工業の再開の中心に同構想が法に基づく事業として位置づけられ、相当な金額がつぎ込まれている。昨年度当初予算で、同構想関連の主な事業費は総額876億円となっていたが、決算ではどのように推移したのか、資料を提出してほしい。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

資料について、後ほど提出する。

長尾トモ子委員長

後ほど提出ということだが、いつまでに提出可能か。どのような方法で提出するか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

例年、決算ではなく最終予算の2月補正後の数値をまとめており、今日中には提出したい。

長尾トモ子委員長

今日中に資料の提出を求めることとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

宮本しづえ委員

まだ避難解除されていない帰還困難区域で、昨年度中に被災者生活再建支援金の給付件数が3,458件あったとのことだが、この内容は、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の中を意味するのか。

生活拠点課長

令和2年度については、生活再建支援金は基礎支援金と加算支援金の2段階になっているが、基礎支援金は福島市、郡山市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市の13市町村が対象である。加算支援金は、福島市、二本松市、本宮市、郡山市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、いわき市の19市町村が対象である。この対象市町村の中で3,458件の申請があり、給付されたものである。

宮本しづえ委員

被災者生活再建支援金は様々な災害に使えるが、生活拠点課が担当しているのは東日本大震災に関わる支援金で、その件数との理解でよいか。

生活拠点課長

東日本大震災分を対象としている。

宮本しづえ委員

それは、今になってようやく被災者生活再建支援法に基づく再建に着手することができる住宅が、まだこれだけあるとのことである。生活や住まいの再建が思うように進んでいないことがこの数字からも見て取れる。

この支援金の支給を受けるためには、帰還困難区域では家屋の解体と除染が一体でないと対象にならないと言われていたが、間違いないか。

生活拠点課長

間違いない。昨年、中規模半壊として30%の損害割合まで対象になったが、内容としては解体が進まないと支給対象にならないため、県としては国に対して、また北海道東北地方知事会を通して要望している。

宮本しづえ委員

帰還困難区域内の住民が住まいの再建に向けてこの制度を使うためには、実際には解体、除染までしないと対象にならないこともあり、この制度が使えない障害になっている。この件は早く見直しをつける必要があると思う。東日本大震災復興加速化のための第9次提言として、与党の提言を受けて国が新たな復興の方針をつくったが、帰還困難区域については特定復興再生拠点区域以外は、希望者しか助成しないとの方針になってしまっている。これではせっかくある制度が使えないため、しっかり再建につながるよう考える必要がある。基本は帰還困難区域を全部除染としなければこの制度を適用できないため、そこに向けてしっかり取組を進めてもらいたい。

この3,458件の中で、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内の件数は分かるか。

生活拠点課長

申し訳ないが、詳細な数字は把握していない。

長尾トモ子委員長

宮本委員に述べるが、決算の範囲内で質問願う。

宮本しづえ委員

年度内に特定復興再生拠点区域内の給付が何件あったのか、資料として提出してもらいたい。よろしく願う。

長尾トモ子委員長

生活拠点課長に聞く。今の資料は提出可能か。

生活拠点課長

確認して、資料を準備したい。

長尾トモ子委員長

それでは確認の上、後日委員会に提出することによいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

椎根健雄委員

令和2年度はコロナ禍で、企画調整部においても東京オリンピック・パラリンピックの延期や様々な行事等で苦労も多かったと思う。部長説明では328億円の地方創生臨時交付金を獲得とあり、様々なコロナ対策が行われてきたと思う。県全体としても約1,400億円を超えるコロナ関連予算が使われているが、企画調整部においてコロナ関連予算がどのように使われたか、金額が分かれば聞く。

復興・総合計画課長

当課所管の範囲内で説明するが、昨年度は催事、イベントが激減したこともあり、住民等の心の面が落ち込んだだけではなく、経済の面でもイベント事業者が非常に困窮した。イベント事業者が困窮すると、その延長線上にある花火事業者や県産品事業者も困窮する。そこで地方創生臨時交付金を活用して花火を上げたり、県産品の花きや肉、農産物を積極的に活用するなど、緊急避難的に事業を行い、イベントの増加に貢献したと考えている。ほかにも当部で交付金を活用して

いる部署はあるが、主なものとして述べた。

椎根健雄委員

新型コロナウイルス感染症は続いていくため、引き続きよろしく願う。

もう1点、説明資料80ページのふるさとふくしま交流相談支援事業の県外避難者支援事業について、1番から46番までの補助額約2億4,000万円だが、様々な県の様々な団体に交付されている。その中で、40番の岡山県の団体は補助額が2,400万円で、全体の交付額の約1割である。ほかに東京都の3団体や、大阪府や京都府の団体を足せばある程度の金額になるが、40番だけ金額が突出しているように感じる。どのような活動を行ってきたのか聞く。

避難者支援課長

40番、一般社団法人ほっと岡山の事業だが、交付額が2,400万円で大きな金額になっている。主な事業は避難者の個別相談会や交流会の実施である。この団体は岡山県や近隣県の本県避難者を本県内に連れてきて、復興の現状を見てもらう交流会事業を行っている。交付額には避難者の交通費等も含まれており、大きな金額になっている。

椎根健雄委員

本県に連れてくるとのことだが、宮崎県やほかの県でも同様の取組をしているところもある。何人連れてきたのかなど、分かれば聞く。

避難者支援課長

ほっと岡山だが、岡山県内で行う交流会、あるいは本県内の主に大きな都市部、郡山市や福島市でホテルを会場として借り上げて行う交流会等を合わせて62回開催している。参加者は延べ584名との報告である。

渡邊哲也委員

椎根委員の質問に関連して聞くが、ふるさとふくしま交流相談支援事業の実施状況について、どのように確認しているのか。

避難者支援課長

県の確認は年2回行う。秋頃に中間検査を行い、事業完了後の確認検査で補助金額を確定する。現在はコロナ禍で書面中心の検査となっているが、中間検査においてはオンラインでヒアリング等を実施している。以前は実地において書類等を確認したり、当課職員が実際に交流会事業等に参加するなどして状況を把握している。

渡邊哲也委員

実地による確認が特に大切だと思う。このような団体に長年補助金を支出してきたと思うが、震災後10年が経過し、補助団体の健全性の確認について県はどのように取り組んでいるか。

避難者支援課長

ただいま述べた確認検査はもとより、定期監査や会計検査もあるため、その前には再度確認を行っている。

宮本しづえ委員

再生可能エネルギーの関係で、住宅の太陽光設備の補助実績が2,405件とのことである。先ほどの説明で繰越しが出ているが、この件数にとどまった理由及び繰り越した理由を聞く。

エネルギー課長

住民に最も身近な再生可能エネルギーとして、住宅用太陽光は、震災以降全国トップレベルの水準で事業を執行してきた。当初6,000件台の実績だったが、最近では約3,000件、今回は実績が2千数百件である。

復興事業等もあったが、住宅着工件数は震災後のピーク時から半減している状況にあり、予算上の4,000件の確保に対して実績は2千数百件で、2月補正をした上で残額が出ている。分析としては、住宅着工件数の減少が新規では一番大きい。

宮本しづえ委員

住宅着工件数が約半分になっているが、景気の影響も大きいと思う。ただ、既存住宅への新たな設備設置をもっと促進

したらよいのではないかと。課長が述べたように補助がない都道府県もあり、本県の1kW当たり4万円の補助が決して低いわけではないことは分かる。しかし、再生可能エネルギー先駆けの地にふさわしい施策の推進が必要だと思う。全国トップレベルの補助金というだけで、結果的に実績は2,400件程度にとどまっており、もっと積極的な推進を図るべきと思うため、要望とする。

もう1点、アーカイブ関連事業について、東日本大震災や原発事故に関連する資料の保存方法に係る戦略が必要ではないか。基本的に公文書は5年間等の保存期間が決まっており、その期間が過ぎて廃棄された文書が相当あるのではないかと、本当に必要な資料がなくなっていくのではないかと不安がある。5年保存の資料と長期保存すべき資料をどう区別して保存するか、県はどのような基準で市町村にも資料の保存を要請しているのか。県だけでできないことはたくさんあり、市町村でも資料を保存しなければならないことがあると思うが、どのような基準で行っているのか。

生涯学習課長

東日本大震災・原子力災害伝承館の資料収集だが、基本的に県や市町村の公文書管理はそれぞれの固有事務である。各市町村で個別に管理し、県では総務部が震災関連の文書等を管理している。

同伝承館では、展示と併せて調査研究事業等を実施しているが、その中で県や市町村等の公文書を含めた資料の活用等について、市町村等に働きかけながら実施していくことを考えている。ただし、同伝承館は公文書館ではなく、資料を保存する観点よりは調査研究事業の活用の点で考えている。

宮本しづえ委員

同伝承館だけで行うとのことではなく、東日本大震災や原発関連の資料を公文書として管理し保存していくことが、文化活動の事業としても非常に重要だと思う。市町村はもういっぱい、だから……。

長尾トモ子委員長

宮本委員に述べるが、決算に関してのみ質疑願う。

宮本しづえ委員

公文書の保管のため、新たな施設の設置も含めて考える必要があったのではないかと。そうでなければ市町村の持っている資料が散逸してしまうと思うため、ぜひ検討すべきである。

今回の決算で、災害弔慰金の適用が18人と説明されている。弔慰金の申請に至るまでにどのような経過があったのか、申立書の提出があると思うが、これは基本的には全て保存されているか確認したい。

生活拠点課長

保存とは市町村にか、県か。

宮本しづえ委員

申請書を受け取るのはどちらになるか。

生活拠点課長

市町村が窓口となって申請を受け付け、専門家を交えた審査会で審査し、内容が合致すれば県に進達される仕組みである。

長尾トモ子委員長

宮本委員、決算審査の範囲内で質疑願う。

宮本しづえ委員

保存のほとんどは市町村になると思うため、市町村にぜひ保存するよう要請願う。

災害弔慰金の18人だが、この中で、復興住宅で孤独死した人は何人か。また復興住宅での孤独死は昨年度末で何人になっているか。

生活拠点課長

令和2年度の災害弔慰金の震災関連死と認定された18人について、孤独死では整理しておらず、数値を持ち合わせてい

ない。